

役員等報酬規程

社会福祉法人 寿泉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿泉会（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員等（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事が法人の運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、理事が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、1時間あたり3,500円、1日あたり11,000円、1月あたり110,000円を報酬の限度とする。

3 監事が会計監査、社会保険労務等、法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

4 前項の報酬の額は、1時間あたり5,500円を限度とする。

5 評議員が運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

6 前項の報酬の額は、1時間あたり3,500円、1日あたり11,000円、1月あたり110,000円を報酬の限度とする。

7 第三者委員が入所検討委員会等のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

8 前項の報酬の額は、1時間あたり5,500円を限度とする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、開催日に支払う。

(改正)

第4条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人寿泉会理事会の審議及び評議員の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。